

一般廃棄物(し尿及び生活雑排水) 処理手数料の改定について

諮問の趣旨

現行の標記手数料は、平成29年4月1日に改定した。

平成31年度末で改定後3年が経過することから、本市「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、利用者負担額を見直し、手数料の改定について、審議会の意見を求めるもの。

改定時期

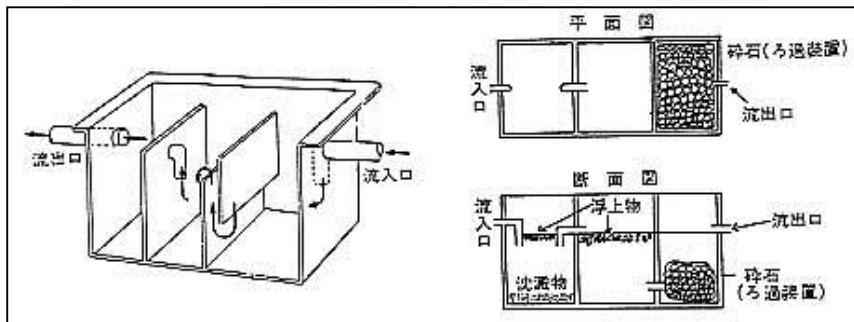
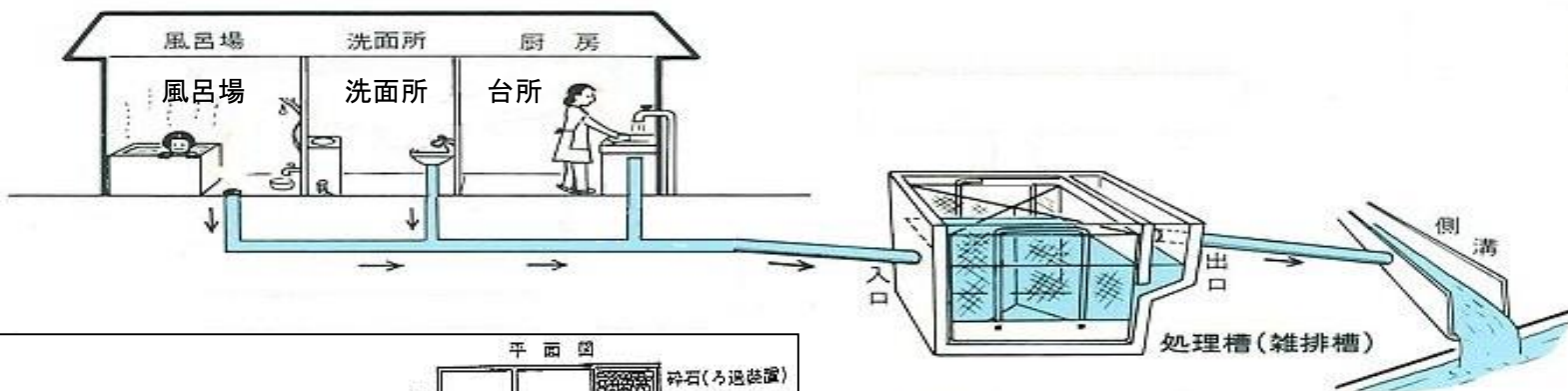
長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正案を本年12月市議会に提出し、平成32年(2020年)4月1日に改定する。

し尿処理手数料

くみ取り式便所の生し尿、浄化槽の汚泥、農業集落排水施設の汚泥を処理施設へ収集運搬する手数料

- ・浄化槽 合併処理浄化槽(便所・台所・洗面所・風呂場) * 下線 生活雑排水
単独処理浄化槽(便所)
- ・農業集落排水 農業集落におけるし尿・生活雑排水を処理する下水道

生活雑排水簡易浄化槽の概要と処理手数料



処理手数料

性能を維持するため、3か月ごとに行う清掃
手数料 (簡易浄化槽の洗浄及び汚泥を処理施設へ収集運搬)

I し尿処理手数料見直しの考え方

収集量

手数料見直しの対象期間 ⇒ H32(2020)
～H34(2022)

収集量の推計は直近3か年実績の対前年比の平均値から算出。し尿は今後も公共下水道への接続、人口減少に伴い今後も緩やかに減少するものと見込むが、浄化槽汚泥と農業集落排水汚泥は、ほぼ横ばいの見込み。



収集原価

=

長野市全体の収集運搬
に掛かる経費

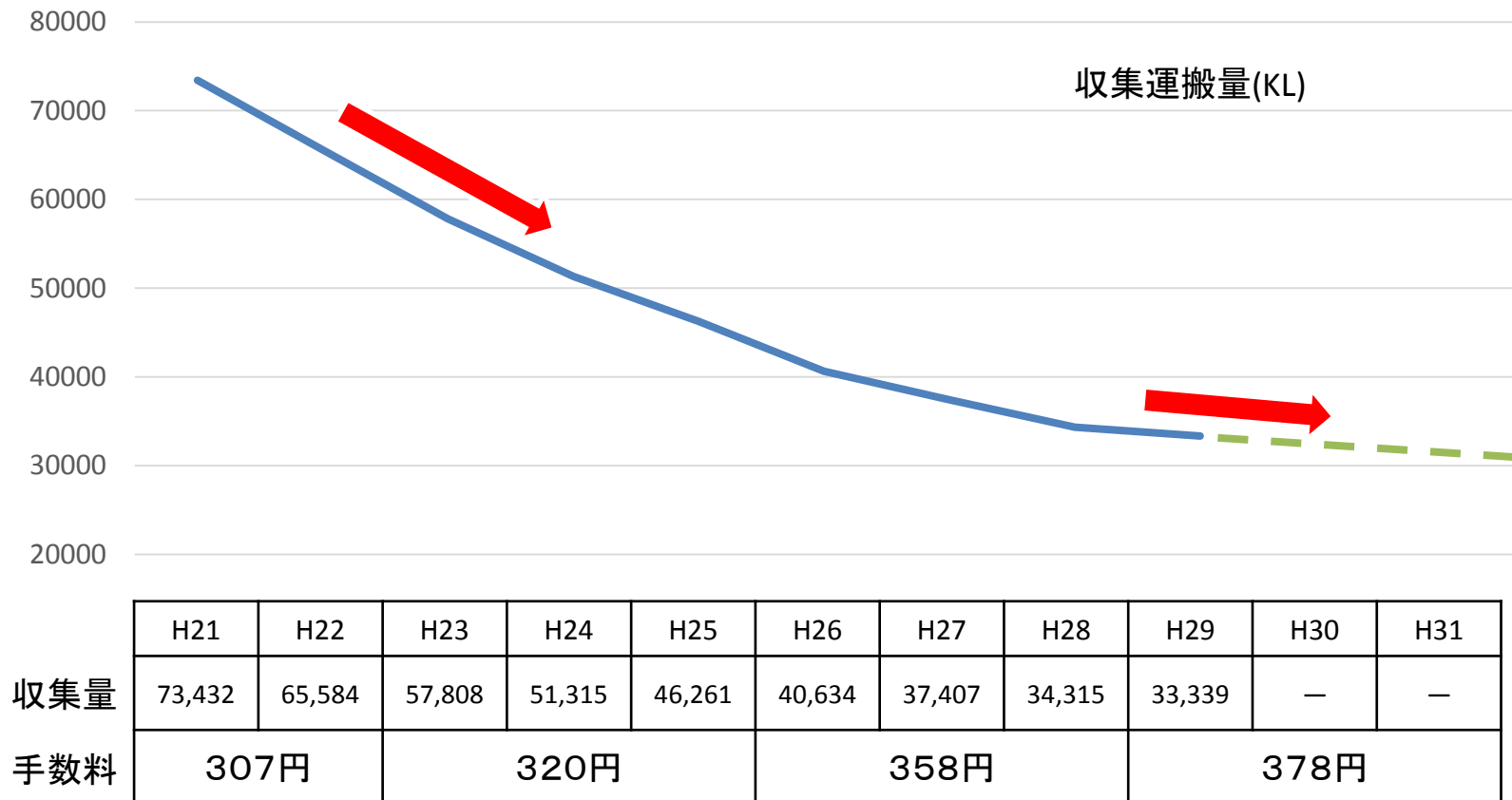
収集量

=

H32(2020)～H34(2022)
推計の平均

手数料 = 収集原価 ÷ 収集量(1単位:36L)

し尿・浄化槽汚泥等収集量と手数料 推移



手数料は、1単位(36L)当たりの金額

Ⅱ 生活雑排水処理手数料見直しの考え方

清掃基数

手数料見直しの対象期間 ⇒ H32(2020)
～H34(2022)

清掃基数の推計は直近3か年実績の対前年比の平均値から算出。簡易浄化槽も、し尿と同様に公共下水道への接続、人口減少に伴い今後も緩やかに減少するものと見込む。



収集原価

=

長野市全体の収集運搬
に掛かる経費

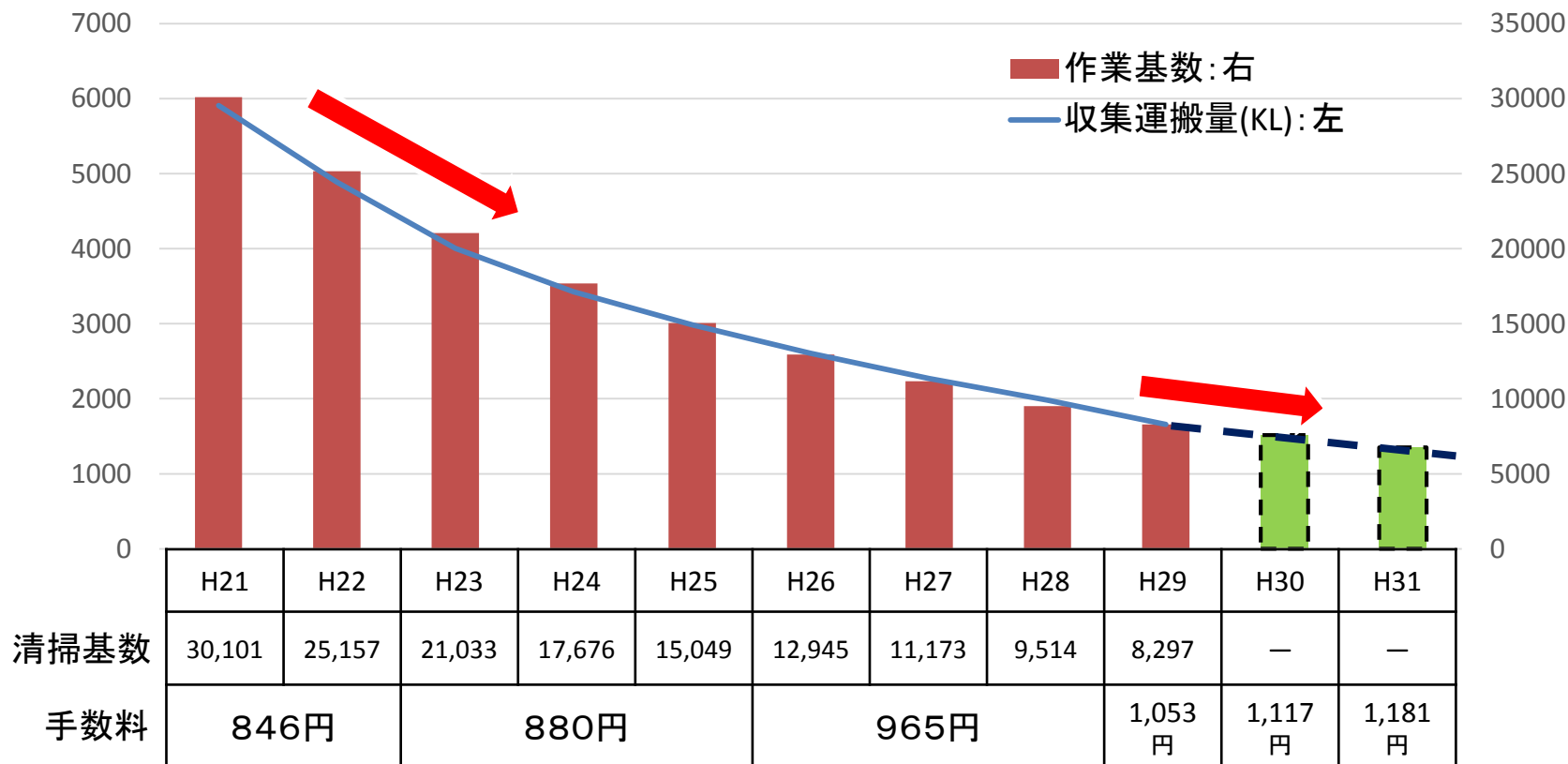
清掃基数

=

H32(2020)～H34(2022)
推計の平均

手数料 = 収集原価 ÷ 清掃基数

生活雑排水簡易浄化槽汚泥清掃基数・収集量と手数料 推移



手数料は、一般的な簡易浄化槽(150L以上250L未満)の金額

(市から補助後の金額。補助率は平成28年度までは6割であったが、平成29年度から3か年をかけて5割に縮減)

Ⅲ 処理手数料の見直しスケジュール

H31年	3月28日	審議会(諮問)
		審議会専門部会(3回)にて審議
	10月	審議会(答申)
	12月	市議会(条例改正案提出)
H32年(2020)		
	4月1日	条例施行(新手数料)